

会員規約・特約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

QUICPay 会員規約

QUICPay (nanaco) 特約

QUICPay (nanaco) ポイント特約

株式会社セブン・カードサービス

QUICPay 会員規約

第1条 (目的等)

本規約は、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とあわせて「両社」といいます。）ならびに JCB の提携するカード発行会社が共に運営する『QUICPay』と称する IC チップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「QUICPay システム」といいます。）について規定するものであり、当社と QUICPay 本会員および QUICPay 会員が QUICPay システムを利用することに係る QUICPay 本会員および QUICPay 会員との契約（以下「本契約」といいます。）について、本規約が本契約の内容となることに同意します。

第2条 (用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規約において特に定めのない用語については、当社の発行する所定のクレジットカードに関する会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）におけるのと同様の意味を有します。

(1) 「QUICPay カード」とは、QUICPay システムの利用を可能とする機能を搭載した両社所定の非接触式 IC カードをいいます。

(2) 「QUICPay 本会員」とは、カード会員規約に定める本会員のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay システムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。

(3) 「QUICPay 家族会員」とは、QUICPay 本会員が適用を受けるカード会員規約に基づく家族会員または QUICPay 本会員の家族のうち、本規約を承認のうえ、QUICPay 本会員の同意を得て、QUICPay システムの利用を申込み、当社が認めた方をいいます。

(4) 「QUICPay 会員」とは、QUICPay 本会員と QUICPay 家族会員の総称をいいます。ただし、QUICPay 本会員のうち、自らは QUICPay システムを利用せず、家族が QUICPay システムを利用するにあたって同意したのみの方は除きます。

(5) 「親カード」とは、QUICPay 本会員がカード会員規約に定める本会員として自己に貸与されている当社所定のクレジットカードのうち、QUICPay 本会員が QUICPay システム利用代金の支払

方法として予め指定するクレジットカードをいいます。

(6)「QUICPay 加盟店」とは、両社所定の標識が掲げられた QUICPay システムの利用が可能な加盟店をいいます。

(7)「QUICPay 端末」とは、QUICPay カードを使用して QUICPay システムを利用するために、QUICPay 加盟店に設置された端末をいいます。

(8)「QUICPay ID」とは、QUICPay カードを使用し QUICPay システムを利用するために、QUICPay 会員に個別に付される 20 桁の数字からなる ID をいいます。

第 3 条 (QUICPay カードの発行および貸与)

1. QUICPay 本会員および QUICPay 会員となろうとする方 (以下「QUICPay 入会申込者」といいます。) は、当社所定の『QUICPay 入会申込書』等に必要事項を記入し、QUICPay システムの利用を申込みものとします。

2. 当社は、QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する QUICPay カードを貸与します。なお、当社が入会を承認しない場合の例としては、以下の各号に該当すると当社が判断した場合が挙げられますが、これに限られません。

(1) 入会申込に際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造に係る資料を添付した場合。

(2) 入会申込に際し、予め指定した親カードが無効である場合。

3. QUICPay 本会員および QUICPay 会員と当社との間の QUICPay システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をしたときに成立します。

4. QUICPay カード上には、QUICPay 会員名、QUICPay ID および有効期限等 (以下「カード情報」といいます。) が表示されます。QUICPay カードは、その貸与を受けた QUICPay 会員本人以外、使用できません。

5. QUICPay 会員は、自己に貸与された QUICPay カードおよびカード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。QUICPay カードの所有権は当社にあり、QUICPay 会員は、QUICPay カードの譲渡・貸与・預託もしくは担保提供等一切の処分または QUICPay カードの占有移転を行わないものとします。

6. QUICPay 会員は、自己に貸与された QUICPay カードに搭載された IC チップにつき、偽造・変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。

7. QUICPay 会員が前三項に違反したことにより、第三者が QUICPay カードまたはカード情報を使用して QUICPay システムを利用した場合、当該第三者による利用を QUICPay 会員本人による利用とみなします。

第 4 条 (QUICPay 家族会員等)

1. QUICPay 本会員は、QUICPay 家族会員に対し、自己に代わって QUICPay システムを利用する一

切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与するものとします。

2. QUICPay 本会員は、本代理権の授与について、撤回・取消または無効等の消滅事由がある場合、当社所定の方法により、QUICPay 家族会員による QUICPay システムの利用の中止を申し出るものとします。QUICPay 本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

第 5 条（有効期限・更新）

1. QUICPay カードの有効期限は、当社が指定するものとし、QUICPay カード上に表示された年月の末日までとします。

2. 当社は、QUICPay カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない QUICPay 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続き QUICPay 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。

第 6 条（カード発行手数料）

QUICPay 本会員は、QUICPay カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、QUICPay カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社所定の QUICPay カード発行手数料（QUICPay 家族会員の分も含みます。）を、親カードで支払うものとします。

第 7 条（届出事項の変更等）

1. QUICPay 本会員および QUICPay 会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等もしくは親カードのカード番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。

2. 前項の届け出がないために当社から当社所定の手段により送る通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. QUICPay 会員に対する通知書その他の送付書類は、QUICPay 本会員の届出住所宛に発送するものとします。

第 8 条（QUICPay カードの再発行）

当社は、QUICPay カードの紛失・盗難・破損・汚損等の理由により QUICPay 会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、QUICPay カードを再発行します。この場合、QUICPay 本会員は、再発行された QUICPay カードにつき、当社所定の QUICPay カード再発行手数料（QUICPay 家族会員の分も含みます。）を親カードで支払うものとします。

第 9 条（QUICPay カード利用方法）

1. QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において QUICPay カードを提示し、QUICPay 端末に QUICPay カードをかざす等両社所定の操作を行うことで、QUICPay 会員と QUICPay 加盟店との間で直接現金決済を行わずに、QUICPay 加盟店に対する支払いを当社に対して、委託することにより、QUICPay 加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けること（以下

「QUICPay カード利用」といいます。)ができます。この際、署名をする必要はありません。QUICPay 会員が QUICPay 加盟店において QUICPay カードを利用したことにより、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いにつき、QUICPay 会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当社は、自らまたは第三者を介して、QUICPay 加盟店に対して、QUICPay 会員に代わって立替払いを行います。

2. 前項にかかわらず、QUICPay 加盟店は、QUICPay カード利用状況に応じて、当社に対し、第 10 条第 1 項に定める QUICPay カード利用が可能な金額を照会し、または QUICPay 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。

第 10 条 (利用可能金額)

1. QUICPay 会員は、親カードについて定められたカード利用可能枠からカード利用残高を差し引いた金額 (以下「親カード利用可能金額」といいます。) の範囲内で、QUICPay カードを利用することができます。ただし、親カード利用可能金額が 30,000 円に満たない場合は、商品等の代金にかかわらず QUICPay カード利用ができない場合があります。なお、当該カード利用残高には、親カード利用残高 (親カードの家族会員による利用も含みます。) のほか、当該カードを親カードとするすべての QUICPay 会員による QUICPay カード利用残高のすべてが含まれます。

2. 前項にかかわらず、QUICPay 会員による QUICPay カード利用は、1 回あたり金 20,000 円を上限とします。

第 11 条 (立替払いの委託)

1. QUICPay 会員は、第 9 条第 1 項の定めのとおり、QUICPay 加盟店において QUICPay カードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。QUICPay 会員は、当社が QUICPay 会員からの委託に基づき、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下のいずれかの方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、QUICPay 加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

(1) 当社が QUICPay 加盟店に対し立替払いすること。

(2) JCB が QUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。

(3) JCB の提携会社または JCB の関係会社が QUICPay 加盟店に立替払いし、JCB が当該 JCB の提携会社または当該 JCB の関係会社に立替払いしたうえで、当社が JCB に立替払いすること。

2. 商品の所有権は、当社が QUICPay 加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いが完了した時点で、当社に移転し、QUICPay カード利用代金が完済されるまで、留保されることを QUICPay 会員は承認するものとします。

3. 第 1 項にかかわらず、当社が、QUICPay 会員の QUICPay 加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB または JCB の提携会社と QUICPay 加盟店間の契約が債権譲渡契約

となる場合があります。QUICPay 本会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。

4. 当社が単独で QUICPay システムを運営する場合、第 1 項(2)は適用されません。

第 12 条 (QUICPay カード利用代金の支払区分および支払方法)

1. QUICPay カード利用代金の支払区分は、「ショッピング 1 回払い」に限られます。ただし、親カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。

2. QUICPay カード利用代金の支払いに関しては、QUICPay カードの利用は親カードの利用とみなされます。

3. QUICPay 本会員は、カード会員規約に定める親カードの利用代金の支払期日および支払方法と同様に、QUICPay カード利用代金を支払うものとします。

4. QUICPay 本会員は、親カードのカード番号・有効期限等が当社により変更された場合であっても、QUICPay カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第 13 条 (QUICPay 会員の退会・QUICPay 会員資格の喪失等)

1. QUICPay 本会員および QUICPay 会員は、当社所定の方法により、QUICPay 会員を退会することができます。

2. QUICPay 本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本契約を解約されます。なお、QUICPay 本会員が本契約を解約された場合、当然に QUICPay 会員資格も喪失します。

(1) QUICPay 本会員が、カード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。

(2) 親カードを同一とするすべての QUICPay 会員の更新カードが発行されることなく、QUICPay カードの有効期限が経過した場合。

(3) 親カードを同一とするすべての QUICPay 会員が退会した場合。

3. QUICPay 会員 ((3) または (4) のときは、それに該当する QUICPay 会員をいい、QUICPay 家族会員が (1) (2) または (5) から (7) のいずれかに該当したときは、当該 QUICPay 家族会員のみならず、QUICPay 本会員を含みます。) は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1) から

(3) については当社が QUICPay 会員資格の喪失の通知をしたときに、(4) から (7) については当然に会員資格を喪失します。なお、QUICPay 会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、QUICPay 会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。

また、QUICPay 会員が QUICPay 会員資格の喪失後に QUICPay カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) QUICPay 会員が、本規約およびカード会員規約に違反した場合。

(2) QUICPay 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的による本カード利用等 QUICPay 会員による QUICPay カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。

(3) QUICPay カードの最終使用日より当社が定める一定期間 QUICPay システムの利用がない場

合。

(4) QUICPay 本会員が第 4 条第 2 項に定める方法により QUICPay 家族会員による QUICPay カードの利用の中止を申し出た場合。

(5) QUICPay 本会員が本契約を解約し、または解約された場合。

(6) QUICPay 会員が第 22 条第 1 項で定義する反社会的勢力に該当することが判明した場合。

(7) QUICPay 会員が、自らまたは第三者を利用して、第 22 条第 1 項で定義する不当な要求行為等を行ったとき。

4. QUICPay 会員は、前三項のいずれの場合においても、直ちに QUICPay カードを返却し、または QUICPay カードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、そのいずれによるかは当社の指示に従うものとします。

5. QUICPay 会員は、当社が第 3 条または第 8 条に基づき発行した QUICPay カードについて、QUICPay 会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay 会員が退会の申し出を行ったものとして取扱うものとします。

第 14 条 (QUICPay カードの紛失・盗難等)

QUICPay カードの紛失・盗難等により、QUICPay カードが第三者に使用された場合には、カード会員規約の「カードの紛失・盗難による責任の区分」に関する規定が準用されるものとし、同規定による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

第 15 条 (QUICPay サービスが利用できない場合)

1. QUICPay 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPay カードを利用することができないことがあります。

(1) QUICPay カードの物理的・電磁的な破損・汚損等により、QUICPay 端末において QUICPay カードの取扱いができない場合。

(2) 親カードにつき、紛失・盗難またはその他カード会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。

(3) その他、当社が、QUICPay 会員による QUICPay カード利用を適当でないと判断した場合。

2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPay 本会員および QUICPay 会員に対する事前の通知なく、QUICPay システムの運営を一時停止または中止することができます。

(1) QUICPay システムの運営のための装置およびシステムに係る保守点検・更新を定期的にまたは緊急に行う場合。

(2) 火災・天災・停電その他の不可抗力により、QUICPay システムの運営を継続することが困難である場合。

(3) その他、当社が QUICPay システムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。

3. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPay システムの運営を

一時停止または中止することができます。一時停止の期間が長期にわたる場合または中止する場合、当社は QUICPay 本会員に対して通知するものとします。

4. 前二項に定める QUICPay システムの運営の一時停止または中止により、QUICPay 本会員、QUICPay 会員または第三者に何らかの損害・不利益が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第 16 条（適用関係）

本規約に定めのない事項については、すべてカード会員規約を準用するものとします。

第 17 条（規約の変更）

1. 当社は、次のいずれかの場合、QUICPay 本会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、QUICPay 本会員との合意があったものとみなします。

(1) 本規約の変更が、QUICPay 本会員の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 本規約の変更にあたっては、当社ホームページに、次に定める事項を予め周知するものとします。

(1) 本規約を変更する旨

(2) 変更後の本規約の内容

(3) 効力発生時期

第 18 条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

1. QUICPay 会員および QUICPay 入会申込者（以下、あわせて「QUICPay 会員等」といいます。）は、QUICPay カードの機能・付帯サービス等の提供のため、以下の情報（以下、これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。

(1) 氏名・生年月日・住所・電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）等、QUICPay 会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。

(2) 申込日・入会日・入会店舗・有効期限等、QUICPay 会員等と当社の契約内容に関する情報。

(3) QUICPay 会員の QUICPay カードの利用内容。

(4) QUICPay 会員の QUICPay カードに関する利用残高。

2. QUICPay 会員等は、当社が以下の目的のために前項（1）から（3）の個人情報を利用することに同意します。

(1) クレジットカード事業に関するサービス・商品の研究開発および改善のため（QUICPay 会員等の情報から行動・関心等の情報を分析することを含みます。）。

(2) クレジットカード事業における営業情報・お得情報のご案内のため。

(3) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内のため。

3. 前項(2)(3)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。

4. QUICPay 会員は、第1項の個人情報を当社と(株)セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店との間で、個人情報保護に関する法令に基づき共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。この場合、当社は、共同利用する QUICPay 会員等の個人情報を個人情報保護に関する法令に従って厳正に管理し、QUICPay 会員等のプライバシー保護に十分に注意を払うとともに、当社所定の「個人情報保護方針」(当該方針内記載の「会員」は「QUICPay 会員等」と読み替えるものとし、)に定める目的以外には利用しないものとします。

5. 前項に定めるほか、共同利用に際して個人情報保護に関する法令により予め通知または本人が知り得る状態に置くこととされている事項について、当社は、当社所定の「個人情報保護方針」に定めるものとし、これを当社ホームページに掲載する方法により、QUICPay 会員等が知り得る状態に置くものとします。

6. 本規約に基づく業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえで QUICPay 会員等の個人情報を預託します。

第19条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. QUICPay 会員等は、当社に対して、ご自身に関する個人情報を開示するよう請求することができるとします。

2. 万一、当社の登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

(株)セブン・カードサービスお客様相談室

〒102-8437 東京都千代田区二番町4番地5

(電話マーク入)03-6238-2952(9:00AM~5:00PM 土・日・祝・1/1~1/3休)

第20条(個人情報の取扱いに関する不同意)

当社は、QUICPay 会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または第18条に定める個人情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第18条第2項(2)(3)に定める営業案内に対する中止の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第 21 条（入会申込の事実の利用）

当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、当社がお断りする理由のいかんを問わず、第 18 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はいたしません。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. QUICPay 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JCB 等の信用を毀損し、または JCB 等の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。

2. 当社は、QUICPay 会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、QUICPay 会員等による本カードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づく本カードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。本カードの利用を一時停止した場合には、QUICPay 会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本カードの利用を行うことができないものとします。また、当社は、QUICPay 会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 13 条第 3 項(6) (7)の規定に基づき QUICPay 会員資格を喪失させます。

3. 前項の規定の適用により、QUICPay 会員等に損害等が生じた場合でも、QUICPay 会員等は当該損害等について JCB 等に請求をしないものとします。

QUICPay（nanaco）特約

第 1 条（本特約の目的）

本特約は、nanaco カード会員規約における会員（以下「nanaco カード会員」といいます。）が、QUICPay システムを利用しようとする場合に、nanaco カード会員規約に加えて適用されます。

第 2 条（QUICPay 会員規約の準用）

nanaco カード会員が QUICPay システムを利用しようとする場合、当社が別に定める「QUICPay 会員規約」が準用されます。ただし、本特約に別段の定めがある場合には、本特約が優先して適用されます。

第 3 条（QUICPay カードの発行・貸与等）

1. 当社は、nanaco カード会員である QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方（以下「QUICPay (nanaco) 会員」といいます。）に対しては、当該 QUICPay 入会申込者に貸与されている nanaco カードによる QUICPay システムの利用を認めるものとし、これをもって QUICPay カードを発行・貸与したものとします（以下、当該 nanaco カードの QUICPay カードとしての位置付けを「QUICPay (nanaco) カード」といいます。）。なお、この場合においては、QUICPay カードのカード発行手数料は発生しません。
2. QUICPay (nanaco) カードの有効期限は、QUICPay (nanaco) カード上には記載されず、nanaco カード会員規約の定めを準用します。
3. 当社は、QUICPay (nanaco) カードの破損・汚損・紛失・盗難等の理由により、QUICPay (nanaco) 会員が再発行を希望した場合、nanaco カード会員規約に基づき nanaco カードを再発行します。ただし、この場合においては一旦、QUICPay 会員としての資格を喪失し、再発行された nanaco カードは QUICPay システムの利用ができない状態ですので、nanaco カード会員は QUICPay システムの利用をしようとする場合には、再度、申込みをするものとします。
4. QUICPay (nanaco) 会員は、使用している QUICPay (nanaco) カードについて、当社所定の方法により QUICPay システムの利用のみを中止し、その範囲で本特約を解約することができます。この場合においては、当該カードにおける nanaco カードとしての会員資格は喪失せず、nanaco カード会員規約に基づき継続して nanaco 電子マネーサービスを利用することができます。ただし、当該 nanaco カードにおいて QUICPay システムの利用を再度申込むことはできません。
5. 「QUICPay 会員規約」に定める事由のほか、QUICPay (nanaco) 会員が nanaco カード会員規約の定めにより nanaco カード会員としての資格を喪失した場合には、当然に QUICPay (nanaco) 会員としての資格も喪失するものとします。

第4条（QUICPay (nanaco) カードの利用）

QUICPay (nanaco) 会員は、QUICPay (nanaco) カードを利用して QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けようとする場合は、QUICPay 加盟店に対し QUICPay カード利用をする旨を告知するものとします。なお、QUICPay (nanaco) 会員は、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示される支払方法を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で QUICPay 加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、QUICPay (nanaco) 会員は、支払方法について誤りがないことを了承したものとします。

第5条（本特約の変更）

本特約の変更については、nanaco カード会員規約の定めに従って行うものとします。

QUICPay (nanaco) ポイント特約

第1条 ポイントサービスの提供

1. 当社は、QUICPay (nanaco) 会員に対し、付帯サービスの一つとして、QUICPay (nanaco) カードを利用し、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供等を受けた場合、本特約の規定に従いポイントを付与し、付与されたポイントを利用することができるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）を提供します。

2. 本特約に定めのない事項については、「セブンカード会員規約」（以下「カード会員規約」といいます。）およびカード会員規約に付随する各種ポイントサービス特約に従うものとします。

なお、カード会員規約の対象となるカードは、券面に「SEVEN CARD」、「SEVEN CARD Plus」または「IY CARD」と記載のあるカード（以下これらを総称して「セブンカード」といいます。）です。

第2条 ポイントの付与

1. 当社は、セブンカードを親カードとする QUICPay (nanaco) 会員が QUICPay 加盟店において QUICPay (nanaco) カードによりクレジット決済をしたときに、QUICPay (nanaco) 会員が当社に指定しているセブンカードにポイントを付与します。

2. 前項の場合、セブンカードに付与するポイントは、お買上金額 200 円ごとに 1.0 ポイントとし、セブンカードのご利用代金明細書に表示され、約定支払日の属する月の 5 日に付与されます。

3. 前二項にかかわらず、一部の QUICPay 加盟店においては、ポイントの付与率等が異なる場合があります。

4. 当社がポイント対象外と指定するご利用分については、ポイントが付与されない場合があります。

第3条 お買上商品返品時のポイントサービスについて

QUICPay 加盟店における返品にともなうポイントの減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の前月の 5 日に差し引くものとします。

第4条 本特約の変更

本特約の変更については、カード会員規約の定めに従って行うものとします。

【2023年4月版】